

国官参物第67号
国自安第118号
国自情第109号
国自貨第74号
国自整第207号
平成27年10月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿（単名各通）

大臣官房参考官
自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

第二種貨物利用運送事業（鉄道運送）に係る鉄道輸送障害時における 集配営業所間の車両移動の取扱いについて

標記事項に関し、確認のため下記のとおり要領を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。また、この旨管轄区域内の各運輸支局への周知徹底も併せて図られたい。

なお、別添のとおり公益社団法人全国通運連盟あて通知済みであるので念のため申し添える。

記

1 基本的考え方

鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業者が、鉄道輸送障害時において一定期間に限って鉄道運送事業者が行う臨時の代行輸送に従事するために同一事業者の他の集配営業所に事業用自動車を配車する場合には、運行管理及び車両管理を引き続き配車元の集配営業所で行う場合に限り、当該事業用自動車（以下「配車車両」という。）は配車元の集配営業所に配置されているものとし、貨物利用運送事業法に基づく増減車に係る集配事業計画の変更の事前届出は不要とする。また、当該事業用自

自動車が一般貨物自動車運送事業と併用する車両である場合は、同事業に係る貨物自動車運送事業法に基づく増減車に係る事業計画の変更の事前届出も同様の取扱とする。この場合、集配営業所に配置する事業用自動車の数の変更には当らず、使用的本拠の位置に変更があったとは認められないことから、道路運送車両法に基づく変更登録の申請の手続は不要である。

2 運用方針

- (1) 「鉄道輸送障害時」とは、自然災害及び運転事故等により、貨物列車の運行が不能となった日から運行再開の日までとする。
- (2) 「一定期間」は、1つの鉄道輸送障害時につき30日以内とする。また、複数の鉄道輸送障害時に連続して対応する場合は、30日を越えないこと。
- (3) 「運行管理及び車両管理」は、次の要領により配車元の集配営業所で行わなければならない。
 - ① 配車車両及び配車元の集配営業所から移動した乗務員（以下「移動乗務員」という。）に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元の集配営業所が負うこと。
 - ② 配車車両及び移動乗務員に係る運行管理及び車両管理関係業務の実施については、配車元の集配営業所が電話等により確実に行うこと。

また、配車先の集配営業所の運行管理者及び整備管理者等に補助させる場合は、次の事項が確保されること。

(ア) 配車元の集配営業所は、配車車両及び移動乗務員に係る運行管理及び車両管理上の注意事項を予め配車先の集配営業所に伝達すること。

(イ) 配車先の集配営業所の運行管理者及び整備管理者等は、(ア)の伝達事項を十分考慮の上、配車車両及び移動乗務員に係る日常的な運行管理及び車両管理関係業務の実施を補助すること。

(ウ) 配車元の集配営業所は、配車車両及び移動乗務員に対する配車先の集配営業所における運行管理及び車両管理業務の実施状況を把握する必要があるため、これら業務の実施状況を配車先の集配営業所から報告させるとともに、点呼、乗務員の労働時間等の指示・点検、運行前点検等必要な日常業務が確実に実施されていることを確認すること。

(エ) (ア)～(ウ)に係る業務の処理方法については、各事業者の業務の状況に応じ、運行管理規程等に明確に定めること。
 - (4) 円滑な道路交通の確保を図るため、配車先の自動車車庫の収容能力は、配車車両全てを収容できるだけの広さを有するものでなければならない。
 - (5) 環境の保全を図るため、配車先の集配営業所が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域内に存する場合には、配車車両は同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準に、同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域内に存する場合には、配車車両は同法第12条第1項に規定する粒子状物質排出基準に適合するものでなければならぬ。

ればならない。

3 違反行為の防止

- (1) 上記2. 各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に對しては、必要に応じ、貨物利用運送事業法第55条第1項に基づき報告徵収を行うこととされたい。
- (2) 監査等により、上記2. 各号のいずれかに反する事実が確認された場合には、配車元の集配営業所に対し、貨物利用運送事業法第33条に基づく処分等を厳正に行うこととされたい。